

第（８）回 八代市住民自治推進団体連絡会議会議録

開催日時	平成 22 年 12 月 22 日（水）10：00～11：50
開催場所	千丁公民館大集会所

■ 出席委員

座長	徳田 武治	委員	橋本 和久	委員	稲村 芳文
副座長	山中 タミ子	〃	平田 啓爾	〃	米田 常男
委員	上村 國美	〃	谷川 雅博	〃	篠原 經士
〃	前田 秀康	〃	大原 友春	〃	西濱 昭則
〃	井山九州男	〃	加来 經久	〃	澤田 司
〃	楮本 義紀	〃	松本 良弘	〃	橋口 尚正
〃	田浦 朴	〃	村田 健一	〃	古閑 啓子
〃	脇坂 義富	〃	園田 初男	〃	武井 弘治郎
〃	伊藤 武康	〃	白石 善吾	〃	山下 益雄
〃	早瀬 洋志	〃	本山 幸人		坂本 一矢
	満島 進	〃	吉田 昌史		

■ 欠席団体

八代市体育協会		
---------	--	--

■ 出席職員

役職	氏名	役職	氏名
企画振興部長	永原 辰秋	日奈久出張所長	田並 功光
企画振興部次長	松永 松喜	二見出張所長	柿本 光明
企画振興部次長	畑中 一喜	竜峯出張所長	川野 雄一
地域振興課長	松本 浩	坂本支所総務振興課副主幹	南 和治
地域振興課主査	村上 修一	千丁支所総務振興課副主幹	上村 和寛
地域振興課主任	井戸 康雄	鏡支所総務振興課係長	山本 康博
太田郷出張所長	泉 宜孝	東陽支所総務振興課係長	寺本 和也
八千把出張所長	寺田 基一郎	泉支所総務振興課副主幹	橋本 和郎
高田出張所長	坂井 健治		
金剛出張所長	永藤 良一		
郡築出張所長	喜多川正人		
宮地出張所長	鬼塚 孝一		
昭和出張所	永田 栄一		

■ その他の出席

役職	氏名	役職	氏名

■ 傍聴者

なし

■ 協議事項

1. 新たな住民自治組織に係る交付金制度について
2. 先行モデル地域の指定について
3. その他

(先行モデル地域指定意向調査票提出・2月末迄、次回開催予定・3月上旬)

■ 議事録

(事務局)

皆さん、おはようございます。事務局を務めます、地域振興課の松本です。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、委員の皆様方におかれましては、年末の大変お忙しい中にお集まりいただき、誠にありがとうございます。

それでは、まず始めに、永原企画振興部長が皆様にご挨拶を申し上げます。

(企画振興部長)

企画振興部長の永原でございます。

本会議委員であります、各校区長の皆様方におかれましては、今年、6月末から9月末まで実施しました、住民自治によるまちづくりの校区説明会につきまして、日程調整から説明会当日の参加者の動員まで、大変ご尽力いただきましたことを、改めまして、お礼申し上げます。ありがとうございました。

おかげをもちまして、全校区合わせて、約1,500人の方にご参加いただきました。住民自治につきまして、いろんなご意見やご要望を頂きましたので、今後の住民自治によるまちづくりの推進に活かして行きたいというふうに考えております。

さて、この住民自治推進団体連絡会議は、今回で、8回目ということでございますが、新たな住民自治組織につきまして、行政の財政支援の内容等がようやく決定いたしましたので、本日、その内容につきまして、事務局から説明させていただきます。その後、先行モデル地域の指定までの流れにつきまして、ご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

(事務局)

それでは、団体連絡会議設置要領によりまして、これからの会議の進行につきましては、徳田座長の方に進行いただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

(座長)

皆さんこんにちは。会議の座長を務めます、金剛校区長の徳田でございます。

本日は暖かい日和でございます。そして、今日は冬至ということで、ご案内のように一年のうちで一番短いと、だからこそなんとなく、一日が早いような気がするんですね。

皆さんにおかれましては、多忙な毎日をお過ごしのことと思いますが、部長が先ほどのご挨拶の中に申しましたように、いよいよ、言えば、サイは投げられたということで、交付金が具体的に出て参りました。

皆さん、時間は今日、昼までと限られておりますので、どうか存分なご意見を出して頂きたいと、そういうふうに思っているところでございます。

そして、また、今回の会議より委員2名の方が交代されましたので、私のほうから簡単にご紹介をさせていただきます。

まず、お一人目、八代市総合社会教育推進連絡協議会の副会長でいらっしゃいます、澤田さんです。澤田さんは、宮地東の校区長でもいらっしゃいます。もう一人

は、今日の会議は別の会議でご欠席でございますが、八代市民生委員・児童委員協議会の会長の武田さんでございますが、どうぞよろしくお願いを申し上げます。それでは、澤田さんがおいででございますので、お声をひとつお聞きしたいと思えます。よろしくお願ひします。

(委員)

八代市総合社会教育推進連絡協議会の副会長をしております、宮地東の澤田でございます。どうぞよろしくお願ひします。

(座長)

それでは、ただいま申しましたように、今日は昼までとなっておりますので、早速議題に入らせていただきます。

皆様にお諮りをします。今日は、交付金制度、先行モデル地域の指定についてと、そういうふうになっておりますが、ひょっとして、皆さんから、たくさんのご意見が出てまいりますと、時間が足らなくなるんじゃないかと、そういうふうには危惧しているところがございますので、議題の①新たな住民自治組織に係る交付金制度について、②先行モデル地域の指定について、この二つの議題を、事務局の方から説明を一括して行っていただいでよろしいでしょうか。その後で存分なご意見を頂戴したいと思えますが、そういうふうにはさせていただきます。よろしいですね。

(委員)

はい。

(座長)

ということで、事務局、説明をお願いします。わかり易くね。

(事務局)

【①交付金制度について】

皆さんおはようございます。地域振興課の村上でございます。

これから私のほうで、まず、議題①の交付金制度についてご説明をいたしまして、議題②の先行モデル地域の指定につきましては、担当の井戸のほうより説明をいたさせますので、よろしくお願ひします。

それでは、交付金制度についてご説明をいたします。

私の説明は資料の新たな住民自治組織に係る交付金制度というものと、別紙1と別紙2の平成22年度コミュニティ関係補助金一覧表、それと別紙2の住民自治組織運営交付金試算表、こちらをもって説明をしていきたいと思えます。

さきほど会長の方からご案内があったと思うんですけど、初めてここにご参加される委員さんもおられるので、まずは、これまでの経緯をですね、簡単にご説明をしていきたいと思えます。

資料の1ページをご覧になっていただきたいと思えます。一枚めくっていただきますと、これまでの経緯があろうかと思えます。

この住民自治によるまちづくりの推進につきましては、合併前から検討をスタートさせておりますけれども。新市建設計画、あるいは、市の総合計画にも位置付け

をおこないまして、住民自治を進めていく上で必要となる基本的な方向性を示す「基本指針」を平成19年の9月に策定をしたところでございます。

その後、具体的に推進していくために必要となります行動計画の策定に入るということで、本日お集まりいただいております「住民自治推進団体連絡会議」を設置いたしまして、徳田座長を中心に集中的な議論を行ってきたということでございます。

途中には、各校区に出向いてですね、各校区の役員の皆さん方と意見交換会を行ったり、アンケート調査、あるいは人材育成のセミナーなども並行して行ってきたところでございます。

昨年の10月には、この会議から福島市長へ意見書の具申をいただきまして、今年の3月に具申内容を反映しました、行動計画を策定したということになります。その行動計画に基づきまして、早速、さきほど部長のほうから話がありましたように、今年の6月末から校区単位での住民説明会をスタートさせまして、総勢1,500名の市民の皆さんからさまざまなご意見を頂戴してまいったところでございます。

その意見の内容につきましては、取りまとめたものをお手元にお配りしていますので、後ほど、帰られてご覧になっていただきたいと思いますというふうに思います。

本日は、これまで、住民の皆さんのご意見として非常に多かった「財政の支援策」について、説明できる準備が整いましたので、ご説明をさせていただくということなんですけれども、住民説明会、6月28日の二見校区を皮切りにスタートしまして、もう半年が過ぎておりまして、財政支援はどぎゃんすつとか、とか、なんでどぎゃん時間のかかっとか、とか、モデル地域の指定はどぎゃんすつとか、とか、そういういったご心配の声を多くいただいていたところでございます。

先行地域としてモデルを「受けるか、受けないかを」、を判断するには、やはり、市の財政支援策がはっきりしないと、組織の在り方などをしっかりと頭に描くことができませんので、私どもも住民説明会がすべて終了して、できるだけ早い時期に具体的な財政の支援策をお示しをすることとしていたんですけれども、さきほど部長が申しましたように、相当な時間と労力がかかりました。

内部のことですので、非常に申し訳なく思っているんですけれども、予定していたスケジュールも先送りとなりましたので、この点につきましては、ご迷惑をおかけしたと思っております。

早速、財政支援の中身について説明していきたいと思っております。

説明をする前に、ポイントを押さえておきたいと思うんですけれども、資料の2ページでございます。

これは、昨年の10月に福島市長へ本日の会議から具申をしていただいた「ヒト・モノ・カネ」のカネの部分の内容を抜粋したものをこの2ページに掲載をしております。下の方の主な意見をご覧になっていただきたいと思いますと思うんですけれども、地域

住民の方は世帯会費の負担に非常に敏感になっていらっしゃるということで、住民自治を推進するにあたっては、住民に新たな負担を求めるようなことは絶対しないようにしてもらいたいということが意見してありました。

それと、これまで補助金の交付は、どちらかといいますと各校区一律に交付していたんですけれども、今後の財政支援については、受益に応じた交付ができるように、人口割や均等割を採用すべきといった意見があったということ。

それと、全体的な取りまとめなんですけれども、真ん中の下線を引いた部分なんですけれども、「新たな組織体制で地域活動を実践していくには、それ相応の財源が必要であり、これまで当該地域に支給されていた補助額より下回れば、地域活動の継続が困難になったり、自治意識の低下も考えられる」ということで、いわゆる、住民の自治だからと言って、補助金のカットを前提とした制度では進まないということと、住民自治による取り組みに慣れるまでは時間もかかるのでその点については、財政的に配慮してもらいたいというようなご意見であったということでございます。

それをですね、頭の中に叩き込みまして、地域振興課において、具体的な支援策について、いくつものパターンを作りまして、財政協議に臨んだということでございますが、これが資料の3ページでございます。

基本的に住民自治推進に関する交付金の財源、これから交付金制度を作って、その制度のもととなる財源でございますが、これにつきましては、これまで地域のコミュニティに関して補助していたものがベースと、基本ということでございます。

ですので、ここに書いてある①の資源回收集積所管理委託から⑩の自治公民館支援事業委託を一つにまとめまして、各校区に一括交付するというところでございます。

一応これが、平成22年度の交付額が5,800万円ということでございます。で、この交付している額については、別紙1の資料なんですけれども、ちょっと小さく見えにくいと思うんですけれども、ご覧いただくとわかりますように、先ほど若干触れたんですけれども、大方一律にこれまで補助していることがわかるかと思えます。

ただし、この中で⑥の地域ゲートボール場整備補助金と⑩の自治公民館支援事業補助金についてはですね、申請型方式ですので、各年度によって、自治公民館支援事業補助金とか地域ゲートボール場整備補助金については、各校区で交付する額が多くだったり、もしくは全くでなかった校区もございますので、ここでは平成22年度予算を20校区で割った額をそれぞれの校区に配分する形をここでは取らせていただいているということでございます。

そこで資料の4ページに戻っていただきたいと思いますが、財政支援である交付金制度の交付額としましては、これまでの交付額を下回らないよう、平成22年度当初予算ベースである5,800万円、これを基礎額とするということでご

ざいます。

算定基準としましては、事業割としまして、資源回收集積所管理委託と敬老会助成金をこれまでどおりの、例えば清掃センターであるとか、高齢者支援課の算定基礎額、これに基づいて交付をしまして、残りの約800万円を均等割30%、人口割70%で配分するという計画でございます。

配分数としましては、20校区を基礎として配分するということにいたしております。そこで、人口割を設けますので、当然、交付額が増える校区もあれば、減る校区も出てまいります。

先ほど、ポイントとしてご説明しましたように、特に交付額がこれまでより下回れば、活動に支障をきたす恐れもございますし、皆様方からのご意見として、これまでの交付額を下回らないよう配慮してほしい旨の具申を頂戴していますので、均等割、人口割において交付額が減る校区につきましては、別紙資料1の平成22年度交付額が一番右側の合計額、これを一応基礎額として、その差額を補てんするというところでございます。

その補てんする制度につきましては、あと10年先である平成32年度までの臨時的措置というふうに計画をいたしております。

ちょっとわかりにくかったと思うんですけど、交付額が下回る校区の場合は、この一覧表の一番右側、この額を平成32年度までは、保障をするというものでございます。

次に5ページでございますけれど、一括交付するメリットなんですけれど、これらはこれまで説明してきたものなので、この部分は省きたいと思えます。

次のページなんですけれど、6ページです。組織運営交付金の創設ということになります。

地域協議会という組織をこれから新たに設置をして、それぞれ事務局を設けていきますので、組織の運営に必要な経費というものが当然、必要になってまいります。

また、住民自治組織をスムーズに運営していくには、やはり時間も労力もかかるということになると思えます。ですので、新たな取り組みを促すための支援策としまして、3年間なんですけれど総額で150万円を助成をするということでございます。

こちらについては、一枚ものの別紙2という資料をご覧になっていただきたいと思えます。住民自治組織運営交付金試算表ということなんですけれども、ここで、例えばC校区です。

例題でC校区が先行モデル地域を受けた場合、平成24年度に110万円を支給しまして、翌年から20万円、次の年に20万円を支給して、総額150万円を助成するというところでございます。一応、積算根拠としまして、事務局運営に必要なと

なる例えばパソコンとかワープロとか、そういった備品類や消耗品を積み上げているんですけれども、こちらも交付金として制度化しますので、必ずしもですね、備品類とか消耗品だけにしか使うことができないということではございません。

もう、ある校区では、備品類はすでに揃っているということであれば、無理して購入する必要もなくて、例えばその活動費に充てたりとか、あと、基金として預けておいて、必要、あるいは緊急時に活用するといったことも可能ということでございます。

次に7ページをご覧くださいになっていただきたいと思います。

最後なんですけれども、ここが他の地域よりも先行して取り組んでいただける地域になりますけれども、先行モデル地域に対する措置ということなんですけれども、初めての取り組みでもございますし、いろんな不安も先行して取り組んでいただける地域には、たくさんの方々の不安を抱えることになると思います。

ですので、先行して取り組んでいただける校区には、私どもも手厚くですね、支援をしていかなければならないというふうに考えております。

ですので、これは市の予算の範囲内において、人材育成に必要となる研修費であるとか、広報誌の発行に必要な経費を助成したり、新たな取り組みに対する活動経費の一部を助成したりして、先行モデル地域の要望に応じた支援をしていければというふうに考えているところでございます。

ただし、この支援額につきましては、毎年の予算要求に応じて決めていきますので、来年度の設立準備委員会の中で、ご意見を聞きながら、こういったものが財政支援として、もっともっと必要であるとか、こういったものが行政として支援してくれんかとか、そういったことを設立準備委員会の中で、お聞きしまして、それを元に財政当局に予算要求をするということを考えているところでございます。

以上が具体的な財政支援の中身ということでございます。ちょっとわかりにくい点もあったかと思うんですけれども、あとでご質問を受ける形でお答えをしていきたいというふうに思います。

【②先行モデル地域の指定について】

皆さんおはようございます。地域振興課の井戸です。よろしくお願いします。

引き続きですね、私のほうから先行モデル地域の指定についてご説明を申しますので、よろしくお願いします。

資料は、一枚ものですが、横長の住民自治組織先行モデル地域指定スキーム図で説明をいたします。

まず、指定の方法でございますけれども、まず今回、今日ですけれども、住民自治推進団体連絡会議、今日の会議で先ほど村上の方から説明いたしました、交付金制度、これらの先行モデル地域に対する支援策、こういったもので、いろんな要件ござい

ますけれど、こちらの方から説明いたしましたことが、判断材料になりますように今回の会議を設けております。

今日の会議終わりました、事務局の案としましては、約一カ月の期間をあげまして、この先行モデル地域を受けるかどうか、校区によって、いろんな意見がございますので、各校区に持ち帰っていただきまして、とりまとめをお願いしたいと思っております。

そのとりまとめが終わりました、1月下旬か2月上旬を予定しているんですが、再度、この住民自治推進団体連絡会議を開催いたしましたして、各校区の意見をもとにご審議いただきまして、そこで、先行モデル地域の案というものを決定させていただきます。

その案を持ちまして、事務局であります、地域振興課、企画振興部、市長を含めました市としての先行モデル地域を決定させていただきます。できれば、2月上旬か中旬あたりを目処に指定を考えております。

ですので、各委員の校区長さんにおかれましては、今日の会議をもとに、各校区、一旦持ち帰っていただきまして、校区の意見の取りまとめ、調整を行っていただきまして先行モデル地域を受けるかどうか考えていただきまして、地域振興課にその結果を提出していただきたいと考えております。

以上、簡単でございますけれど、先行モデル地域の指定の方法について説明を終わらせていただきます。

(座長)

ただいま、事務局から説明を受けました。皆さん、今の説明でお分かりになりましたでしょうか。説明を受けまして、何分か時間を置いてみたいと思います。そして、皆さんの質問をお受けして、事務局からお応えしていただきたいと思います。

(委員)

事務局は一生懸命やっつけてらっしゃるのは理解できます。しかし、全庁的にどれだけこの住民自治について理解しているのか。職員に、住民自治についてどれだけ説明を受けたか聞いたら、な一んも知りません、と。こういう職員が多くいる。

(事務局)

全庁的なことですから、私のほうからお応えさせていただきます。合併のときからずっと議論を重ねてきて、総合計画にもきちんと載せて、住民自治のまちづくりをやるんだという方針の基にすべてがあるんですね。

ただいまおっしゃった、職員がこれを知らんという職員がいるという、非常に我々としては残念でありますし、職員研修会を何度も重ねてきております。幹部研修、担当者の研修を行っています。

そこで、こういった意見があるというのは、大変残念だと、私は思っております。

これは全職員が、同じ方向に向かって行かないとこういった、新たなものでござ

いますので、住民の皆さんだけでやっていただくものではありませんし、もちろん主体は住民の皆さんなんですけれども、それを支援していくのは、こういったお金だけではなくて、地域に帰れば地域の一員であるわけですから、全職員が同じ方向に行かないとやれません。

もしこういった意見があるとしたら、事実だと思いますので、さらに、我々研修を重ね、意識の改革というものを一生懸命やらせていただきますのでよろしく願いします。

(委員)

役職の人は研修を受けているのかもしれないけれど、一職員まで説明してるんですか。

(事務局)

研修というのは、幹部研修、あるいは係長研修、そういった階層別に研修を重ねているところです。

また、昨年行いました人材育成セミナーにも参加するよう呼びかけを行っているところです。また、6月末から校区の説明会を開催しましたときにも、通知を出して全職員に参加するように呼びかけをしているところであります。

ただ、校区長さんおっしゃるとおり、なかなか徹底していないんじゃないかということがございますけれども、新年度の予算ではありますけれども、全職員を対象とした研修会を予定しているところですのでよろしくお願いいたします。

(座長)

職員が変われば住民も変わると、この住民自治については変わりたくなかったらな、職員は。先が思いやられるな。住民ばかりな、一生懸命になつとは。

(委員)

先行モデル地域の指定までにあまり日にちがないようではありますが、今日説明を受けた資料を持ち帰らんと、ちょっと説明ができないと思いますので、各町内長の市政協力員の数だけですな、資料を頂きたいと。

あと、議会の関係ですけれども、議会の反応はどうなっていますか。お聞かせください。

(委員)

具体的な質問ですが、交付金については、早かれ遅かれ一緒ですから。ただですね、モデルになった地域について、予算要求をしてプラスアルファをモデルの地域にはおあげをするということですが、財政は必ずオーケーするのかな。

そこら辺を確実に言ってもらわんと、どこも一緒に150万円やると言ったら、遅くしたってよかわけですよね。

(事務局)

資料につきましては、申し出ていただければこちらで準備させていただきます。

また、校区で説明をされる中で説明に来てほしいとか、そういった要望があればいつていただきたいと思います。

また、議会の反応についてでございますけれど、12月定例会におきまして、一般質問もございました。この住民自治に関しましては、6月の定例会でも質問がありましたし、9月の定例会でもこの住民自治の内容についての質問がございました。

また、財政支援につきまして、市の方針が決定しましたので、12月定例会の総務委員会の中でこの資料に基づきまして説明をさせていただいたところでございます。

また、先行モデル地域のメリットというところで、資料の最後で市で予算を要求することになっているが、確実に予算が取れるかということですが、こちらについても市の方針を決定するときに財政当局と協議を行ってこういった制度を設けておりますので、金額のほうはこちらに記載をしておりますけれども、先ほど説明をしました設立準備委員会の中で、どうしてもこういった経費が必要なんだよということがありますので、財政当局に強く申し入れて、先行モデル地域のメリットとなるような制度として、事務局として努力して参りたいと考えております。

(委員)

先行モデル地域について、1月の月上旬までに校区としての意見をまとめるようになっておりますが、今度の校区の定例会まで、4、5日しかなかろ。それまで作ってもらえるんでしょうね。

(事務局)

資料につきましては、すぐに作って持って行きます。

(委員)

報告するのはいつまで報告すればよかつかな。

(事務局)

校区でご協議いただきまして、一ヶ月程度と考えておりますが、短いというご意見があれば、延ばしたいと思っておりますが、予定としましては、1月末までなんですけれども、あとで、日にちについてはご協議いただきたいと思っております。

(委員)

この結論を市政協力員だけでは到底出せないと思うんですよ。

いろんな組織の皆さんを集めて協議しないと。市政協力員だけでは結論は出ないからね。

だから、その資料は何十枚というと思うとたい。せつかく作ってもらうなら、50枚とか、たくさんの人を集めて協議せんと、我々市政協力員だけで、やります、やりませんと、結論は出ません。

(事務局)

こちらで資料を作成しますので、各校区によって必要な部数が違ってくると思います。今日中にご連絡いただけましたら、必要な部数を作成しまして、27日の午前中には、出張所経由で届けるようにいたしますので、ご連絡いただけますでしょうか。よろしく申し上げます。

(委員)

資料の7ページになるんですが、活動支援補助金ということなんですけれども、

交付期間というのが24年度から26年度までの3年間と、この間に申請すれば、25年に申請してもいいと。でも打ち切りは26年度ということですか。

それから、新規チャレンジ事業と組織力強化と書いてあるんですけども、広報誌発行経費というものが入るんですか、この中に。人材育成とかいうものにも使えるわけですかね。

(事務局)

この組織運営の強化支援というものは、新しい組織を立ち上げて、実際どういった課題、支援内容というものが必要か、設立準備委員会の中でお聞きしながら組み立てていくという話をしたと思うんですけども、ここに書いてあるのはあくまでも例題でしか書いてません。

他の校区では、活動保険がどうしても必要なんだというものがあれば、そういった支援も考えていくということで、三つしか要らばいいということではありません。

平野部の課題と山間地の課題はそれぞれ違うと思いますので、設立準備委員会の中でどういった支援が先行モデル地域では必要なかをお聞きして、しっかりと組み立てていくということです。

(委員)

今の市からの説明でわかりましたけれど、いろんな部会があっっているいろんな助成金をもらっているんですが、今までやってた形で事業を進めていけばいいということなんですね。

(事務局)

はい、おっしゃるとおりです。組織の中で一緒に組み込んでやっていかれるかは、その校区のご判断ということになります。

一括交付する交付金は、先ほどご説明した資料の3ページの10の事業となります。

(委員)

モデルの指定について話をしたいと思います。指定の問題ですが、もしも、全ての校区が受ける、全ての校区が受けない、となるとどうなるのか。

私は指定の方法は他にもあると思います。計画的に指定をしていく方法はないのか。たとえば20の校区があります。山間地とか、中央とか分けて、その中からどこの校区に選定するのかと、話し合っ、そして、進めていくという。

一旦校区に説明して、ダメだといって、再度足りないから指定をするというのは、方法論としてあまり好ましい方法ではないと思います。

(事務局)

計画的に進めていくためには、地域バランスとかを考慮して話し合っ決めていったほうがいいんじゃないだろうかというご意見ですが、指定に当たっては、最大限校区の意見を尊重したいと考えているところでございます。

ですから、今回、各校区で一旦持ち帰っ、校区での意見を取りまとめたいただきたいとお願いするものであります。

全校区手が挙がった場合、あるいは全く手が挙がらなかった場合、校区の意向を尊重するというので、手が挙がった場合は、その意向を尊重するというものです。

が、全く手が挙がらなかった場合につきましては、再度庁内で検討して、皆様と再度協議を行いたいと考えております。

(委員)

それは私は異論があつて、せつかく住民自治を進めるわけですので、校区の意見を尊重するといつて、ごり押しに進めていくわけになるわけですから、他に方法はないのかと。27年度に全校区始まるわけですから、段階的に進めていったほうがよいのではないかと思つております。

(座長)

校区長の意見は、わからんでもないですが、各校区にお任せしてみましようか。

(委員)

意向調査票を1月か2月頃に出すようだけれど、うちの校区の場合はですね、総社教で取り組むんです。一番早い会議がですね、3月の17日です。これ以外では皆さんの意向は聞けないです。とてもじゃないけれど、1月か2月には。これ以外に会議の設定はできないんです。緊急なら別だけれど。伝えておきます。

(座長)

総社教の会長はどなたですか。

(委員)

私です。

(座長)

緊急で開きなつせ。モデル地域を受けるか受けないか決めんばんけんて言つて、開きなつせ。

1月下旬までに提出となつていますが、事務局、今年度一杯までという期間は、設定できんとですか。皆さんが、時間が足りんな一という気持ちのよう。

(事務局)

どうしても校区に持ち帰られて、1ヵ月では協議の時間が短いということでございますが、私どもとしましては、このモデル地域の指定をさせていただいて、その後、町内単位での説明会を今年度中にしたいと思つておりますので、そういった期間を考えますと、2月上旬か中旬までには校区の意見を取りまとめていただきまして、その後また、この会議を開催させていただきましますので、最終的には2月中には指定をさせていただきたいと考えているところでございます。

(座長)

はっきり、いつまでと、明言してみて。

(事務局)

2月末ということ。

(座長)

2月末。皆さん、よろしゅうございますか。各校区で受ける、受けないを話し合つて提出すると。

(委員)

はい。

(座長)

それでは、まげて、皆さん、大変でしょうけれど2月末まで、一つ、よろしくお願ひします。

(委員)

2月でよかったですけれど、2月までに決めて、設立は24年度からでよかったですな。1年間あるから、それまで事務局といろいろ決めていくということで。

(事務局)

23年度に入りましたら、地域協議会の設立準備委員会を立ち上げていただきまして、その中で組織をどうするかとか、事業計画をどうするかとか、あるいは予算をどうするかなど、それにつきましては、私どもも一緒になって協議をさせていただきたいと思っているところでございます。

(座長)

くどいようですが、2月末まで、校区で受ける、受けないを協議して、提出方をお願いしたいということです。

(委員)

24年度からモデル地域がスタートするわけですが、23年度に設立準備委員会を作るということでございましたけれど、できますならば、そのモデルになります1年前の準備期間中に運営費というものがないのか。1年間運営していきませんが、その準備期間に使えないのか。

(事務局)

設立準備委員会を23年度立ち上がった場合、運営経費が必要になるので、その運営費を考えているかどうか、ということですが、そちらの予算については、校区にお渡しするのではなくて、準備委員会で必要となる経費については市の予算で対応したいと考えているところでございます。

先行モデル地域のメリット、組織育成強化補助金ということで、24年度から26年度までの3年間ということでご説明をしたところですが、この中で、先行モデル地域でどういったものが必要となるのか、皆さんと協議して、この3年間の中でどうしても必要な経費がこういったものがあるんですよと検証しながら、後期計画になるかと思うんですが、どうしても住民自治組織を運営していくに当たってはこういったものが必要なんだというものがあれば、後期計画の中でそういった予算というものを確保していきたいと考えているところでございます。

(座長)

校区長の質問に対しては、23年度に立ち上がったら、市の予算で賄うということですね。皆さんに財政的には負担はかけないということですね。

(事務局)

はい、その予算につきましては、23年度から必要となりますので、予算要求しているところでございます。

(委員)

住民自治の校区説明会の中で、質疑応答があっているんですけども、いわゆる公民館主事と出張所長の業務内容の問題。

その回答の中で、モデル地域については公民館主事が中心となって住民自治のま

ちづくりを行うというような、所長については、地域に詳しいことからサポートしていくというようになっておりますが、27年度から本実施となった場合の事務局の体制はどうか。

所長と公民館主事の関係はどうか。その説明ができないんですよ。今のところはですね。その指揮命令関係が説明できればお願いしたい。

(座 長)

たとえばこういうことなんです。主事あたりには併任をさせると、その辺のところを事務局お願いします。

(事務局)

モデル地域を設置します24年度から26年度につきましては、公民館主事を活用して進めていきたいと考えております。それに伴います本庁窓口につきましては、一本化ということで、地域振興課が窓口となっていくということです。

また、全地域設置した場合、事務局につきましては一本化するということですが、公民館主事につきましては、まだ決定はしていないところではあります。方向性としては本庁の職員として地域のまちづくりを進めていきたいと思っているところです。

(座 長)

27年度一斉にスタートすれば各出張所があるわけですけど、所長はそのままなのか、そして、主事は教育委員会と市長部局にも併任をさせると、そういうことですね。

(委 員)

先行モデル地域の数ですが、別紙2の試算表で、モデル地域6で予算をあげておりますが、モデル地域は6するんですか、モデル地域は何校区するの。

(事務局)

公民館主事につきましては、併任辞令という形で進めていきます。また、全地域設置した場合には、市長部局の職員としてこの住民自治を進めていきたいと考えております。

所長につきましてはそのままと考えております。それと、モデル地域の数につきましては、あくまでも例題ということで記載をさせていただいております。6つということではありません。

(座 長)

手が挙げた全校区予算を取ってするということですね。

(事務局)

手が挙げたところについては、ちゃんと予算措置するということです。

(委 員)

所長と主事の関係は、前の資料でわかっているんですよ。問題は、モデル地域に入ったときなんですけれども、たとえば事務局の体制、校区長とか、総社教会長とか、体協とか消防団とかいろいろ組織があります。

その中で、事務局の司令塔、どういった人材ではなくて、何名ぐらいで自分たちが出るのか。それを教えていただきたい。

(事務局)

組織に対する数については、本来違ってくるのかなと思っています。先ほどからお話してます設立準備委員会の中で各校区によってはそれぞれ数が違いますので、その校区には一体どのくらいの組織があるのかを洗い出ししまして、どことどの部分を一つにまとめるのか、そういったことを準備委員会の中で検討してもらって、じゃあ、事務局の体制はこういったらいいよね、ということをお互いに話し合っただけで決めていただくのかなというふうに考えています。

(座長)

連動してですけども、主事に併任辞令を出すということであって、検討に当たると。主事だけですか。

(事務局)

校区の担当職員というのは、今、公民館主事が張り付いていますので、公民館主事が側面からサポートするということになります。

ただ、主事だけじゃなくてももう少し手厚いサポートが必要だろうということで、いくつかの校区を担当する職員をまずは設置をしますので、これまでの推進体制より、より手厚くなるということです。

たとえば、3つの校区を担当するとか、そういったことが考えられるということです。

(座長)

所長は住民自治に関わらなくていいのかと。どういう職務権限になるのかと。事務局お願いします。

(事務局)

所長につきましては、地域のことを一番詳しく知っていますので、住民自治を進めていくにあたって、公民館主事だけに任せるとするのは変な話になりますので、やはり所長についても、住民自治によるまちづくりと一緒に進めていくという考えでいるところでございます。

(座長)

現在は、公民館主事は教育委員会のほうと、所長は市長部局でしょ。すると、今まではそこがはっきりと分かれているからよかですけど、さて、これからその辺が上手くいくのかなと思うとですよ。

(事務局)

出張所長につきましては、公民館主事と連携を図っていく必要がございますので、準備段階から実際立ち上がったときにおきましても、協働してサポートしていく体制を取っていくと考えております。

また、支所につきましては、総務振興課が窓口となりまして支援をしていくものでございます。

(座長)

所長と主事の信頼関係ですよ。部長、お願いします。

(事務局)

補足させていただきます。所長と主事の関係でございますが、出張所長は全校区

にはおりません。所長がいない校区もありますね。公民館主事だけの校区がござい
ますね。

それから旧町村については、支所ですね、出張所ではございません。旧郡につい
ては、支所総務振興課があたると。それには公民館主事がおりますけどね。

旧八代については、主事は、今は教育委員会の職員ですが、所掌事務として市長
部局の辞令を出してこうしたまちづくりに一緒にできる仕組みにするということ
ですね。

出張所長というのはまた、別のものですね。各校区に出張所があるところに出張
所長がいるわけですね。出張所がある校区の範囲のまちづくり、いろんなものを今
やっているわけですから、今と同じなんですけど、ただ、公民館主事と一緒にいると
ころでは、当然出張所長のサポートがないと皆さんとのまちづくりができないわけ
ですから、ここは協力という形でですね、やっていただくということです。

役所ですから、組織が違うものですから、将来的にはこれが果たして教育委員会
の職員でいいのかという組織としての課題が残っておりますので、後期計画の中で
組織としてわかりやすいようにしっかりとしていきたい、現状の中ではそういった
こととさせていただきます。

(委員)

出張所長のいない校区では、公民館長もそれに詳しいわけですから、加わってい
いのかな。

(事務局)

当然そうです。まちづくりは全部でやるわけですから、市の職員としては公民館
主事しかいませんですね。それから委嘱して公民館館長さんがいらっしゃいます。

その辺を地域協議会の取り組みの中で公民館館長さんの位置づけを考えていく。こ
れはいろんな校区の特徴だと思うんですね。それはそれでいいと思います。公民館
主事としては、こういったまちづくりに関わるような担当としてですね、辞令を出
すということです。

実は、出張所のある公民館主事は併任辞令が出ております。これはなぜかとい
いますと、税金を徴収したりとか、教育委員会の職員ではできないんですね。このた
めに、辞令を出して税金の徴収ができるようにしているんですね。そういったこと
と同じなんです。まちづくりをする担当として辞令が出るということです。

(副座長)

将来的に新たに職員を何校区かに設置されるとおっしゃりましたので、どちらの
所属に入るのかなと、ちょっと思ったんですけども。はい、わかりました。

(委員)

私は実は心配しているのが幼稚園の問題で、休園になるのが間違いないです。私
たち町内長始め、ちょっと会議のありましたとき言われたものですから、夏休み、
冬休みをやらしてもらえんのかなということでありましたので、そういうことで支援
していこうということで、これを今度の事例活動であげていいのかお聞きしたいん
ですが。

(事務局)

資料の5ページにコミュニティ活動例ということで、環境美化、文化・スポーツ、まちづくり、社会教育をあげている中で、健康福祉の部分で子育て支援ということだと思んですけど、地元の要望で今度、幼稚園が閉園になるんですかね。夏休みだとか冬休みの支援をするための支援に予算が使えるかということですかね。

それにつきましては、地域での取り組みとなりますので、そういった子育て支援にこの住民自治の取り組みということを計画されて、それに必要となる経費ですね、人件費だとか、施設の利用料だとかそういったものが必要となった場合、それはコミュニティ活動として使うことは可能でございます。

(座 長)

たとえ、休園しても、今、課長がおっしゃったようなことで、皆さん要求ができる。

(事務局)

説明が不足していましたが、担当部署が別にありますので、そちらに詳しいご説明をお聞きされたらいいと思います。

(委 員)

モデル地域をやっていくときは、主事を中心でやりますと。市としては今までどおりだと。

本移行になったとき、主事がそのままいますよと。ずっと主事が中心で組織を動かしていきますよということですか。

モデル地域もそのまま延長して、本庁になってもそっでいくよということですか。さっきの説明では、主事は市に引き上げるような感じがしましたがけれども。

本移行になっても主事が中心となって、やっていきたいと思いますよということですかね。

(事務局)

モデル地域を設置しているときは、公民館主事を配置して推進していくこととしていますが、全地域設置した場合ですね。

それについては、市長部局に移行させたいと考えているところでございますけれども、新たな住民自治組織がこれから円滑に進んで行った場合ですね、住民自治でございますので、ずっと主事に頼っているということではなくて、地域の皆さんで取り組んで行ける様にサポートはいたしますけれども、主事が中心となって進めていくのではなくて、あくまでも将来的には主事がサポートする体制にしていきたいと考えているところでございます。

(委 員)

本移行になったら主事が中心となってやるけれども、だんだん慣れてきたなら引き上げていくということですか。

(座 長)

だんだん、あたたかくなつてよと、なっていくとよ。

(委 員)

公民館主事に関しては、平成27年度までは削減しない方針であると、謳っておりますね。校区長が言われました、その後はどうするのかとか、ということだったですね。

もし、27年度以降は主事を引き上げた場合に所長は残ると、思っと思ってよかったですね。

(事務局)

主事と所長が混同になっている部分があると思うんですが、まず、公民館主事というのは教育委員会の中で生涯学習、社会教育をするのが仕事として、今各校区に配置がされている。その方達に、まちづくりができるような併任辞令を出して、皆さん方のまちづくりのサポートができる体制にしますよというのが、今、この住民自治の仕組みです。

先ほど、引き上げると言いましたけれど、そういうことが決まっていることじゃありませんので、たとえば、公民館主事たちの位置づけを市長部局にするのか、教育委員会のままにおくのかかわらんですよ。

そのまま今の公民館にいるのか、職場があるのか、本庁に引き上げるのか、それを今申し上げているわけではありません。

仕事の仕組みとして公民館主事が、今は教育委員会の仕事の主です。それにこういったまちづくりのサポートができるようにするというふうにお考えいただければわかり易いかと思います。

それは、本実施になったときに公民館主事の体制をどうするのか、というのが今後出てくるわけですけど、先ほど申しましたように、公民館主事がなんもかも全部するという事じゃありません。あくまでもサポート役でございます。

主体は皆さん方住民のみなさんでありますので、皆さん方の住民自治によるまちづくりが進みやすいようにお手伝いするのが、市の職員であるのかなと思っております。

それを主事に仕事がしやすい仕組みとして併任辞令という形でやりますよというのが、今申し上げていることでございます。

全校区になったときどうなるのか、組織の作り方、今の主事が全校区を対象にしていくのか、これは遠い将来の話ですね。変わっていく可能性もありますけれども、現状としては、各校区で一番近いところで主事がサポートしていく、それから出張所長さんがおられるところは出張所長さんも一緒になってサポートしていく。

旧八代郡については、支所長、総務振興課長、担当がまちづくりの支援をしながらやっていくという、現体制ということでございます。

役所の組織の複雑なところで少しわかりづらいのかなと思いますが。公民館主事を引き上げるとか、ということは今言っているわけではございませんので、ご理解いただければと思います。

(委員)

将来的には職員を削減して、人件費の節減ですね。そのためにこの住民自治が27年度から全校区発足となった時点で、削減になるのかな、というふうに私たちは理解しているんですよ。この文面から見れば。公民館主事に関しては、27年度までは削減しない方針である、と書いてある。

(事務局)

27年度に全地域設置したいというふうに考えておりますので、人員等につきま

しては、後期計画の中で先ほど部長が説明しました組織の見直しの中で、そういった計画を立てて行きたいと考えています。

現段階で削減するとかそういったものを行っているものではないと、ご理解いただきたいと思います。

(座長)

しかし、将来的には不安よな。あとは、俺たちで、公民館主事はいらんたいというふうにせんばんたい。

(委員)

コミュニティ活動の中で、健康福祉の欄のところにいきいきサロンが出ているんですが、社会福祉協議会との関連はどうなるんですかね。

今ほとんど社会福祉協議会のほうでいきいきサロンについてはですね、やってもらっているんですよ。還付金はそちらに行くようにしていますし、その予算との関連はどのようになるんですか。また、どういう形で一緒になってやっていくのか。それとも、全く別の中で運営していくということになるんですかね。

(事務局)

基本的には社会福祉協議会さんとは、何度か協議をさせていただいておりますけれども、具体的にはですね、中身、内容については次年度から具体的に協議をしていきたいと思っているところがございます。

ですので、方向性としてはできるだけ一緒の組織体制で行ければというところで私どもは考えているところなんですけれども、まだ、全く別な組織でございますので将来的にどういった組織体制でやるのかという細かな作業については、次年度以降から協議を進めていきたいと考えているところがございます。

(委員)

組織だけでみるとですね、社会福祉協議会はわりと金を持っている。他のところは名前はああるけれど金は持たん。だから、福祉協議会が一番動きやすいわけ。だから、先ほど予算配分が出たけれど、これも市から入らんで協議会からもらっている。地域に流れているわけ、校区に。そうするとバランスがね、どうなのか。

たとえば、じゃあ、一緒にやろうや、と、こういったときにね、総社教の中に社会福祉協議会がおるけれど、そらあかんと、そぎゃん金んなかそこにはいかんということじゃですね、困るわけだから、もし、一緒になってやるんであつて同じような形が出てきてね、問題があるんですよ。だから、そういったことを含めて考えてやってもらわんと、組織上まとめるといったって、恐らく単純に会議してね、会議したら反対すると思う。

(座長)

ご意見わかりました。そこで坂本局長がおりますので、一つご意見を拝聴しましょうか。

(委員)

社協の坂本でございます。いつもお世話になっております。

校区長さんの話の中で、社会福祉協議会という名称が出てまいりましたが、これは校区福祉推進協議会の間違いですね。通常福祉会と私ども申しておりますが、社

会福祉協議会は私が所属する組織であって、各校区では校区福祉推進協議会に社協が補助金をお渡しをして活動をしていただいております。

この中でもありますように校区福祉会と住民自治組織との関わり、これにつきましては、行政も申しましたけれども前向きに同じコミュニティの中で活動していったらどうかというところで、話の調整を何回かもう話し合いをしております。

あとは、そこに流す私どもの補助金、相当額ございますので、それを住民自治のほうで活用できないかどうかという、その辺の問題かと思うんですが、それがさきほど、24年度からモデル地域ができますので、また、そこには個々の校区福祉会の会長さんの考え方がございます。

私どもも入ってですね、如何にしたら、しやすい、みんなで取り組みやすい形になるのか、一緒に1年間協議の中に入って前向きにできやすいほうにですね、検討してきたいと思っております。

で、最初にいきいきサロンと校区長さんのご発言、これは恐らく5ページのいろんな健康福祉のほうにいきいきサロンという名称が入っております。これは、いきいきサロンは市役所の仕事です。で、社会福祉協議会が市役所から委託を受けて、うちのほうが進めているという事業でございます。

ですから、ここに環境美化からその他まで市が取り組んでいる事業を列記してあるわけですが、それを今、健康福祉の中のいきいきサロンは、社協に委託をして事業展開をしておりますが、これを将来的に地域コミュニティのほうにも考えられるよということ、一つの例示をしてあるのかなど。

まあ、敬老会もここに入っているもんですからですね、そういうふうには私は受け止めました。何も社会福祉協議会から、今、行政から委託を受けてやっている事業を、もう社協に回さんでええばいと、それぞれ校区に直接財源と一緒にいきいきサロン事業をやってもらっても差し支えないのかなということ、一つの事業、こんなものも考えられますよということ、ここに記載があるのかなど、私見ですけどまあ、それはその校区でどういった事業に取り組んでいくのかというのは、また、行政、社協、そして校区の皆様方と話し合いの中で進めていく部分かなと思っておりますので、また、各校区での話し合いの中ではですね、顔を突っ込ませていただきますので、その節はよろしく願い申し上げまして、いきいきサロンと補助金のあり方についての現時点での考え方いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

(座 長)

校区長、いかがでしょうか。

(委 員)

結局これを進めてしようというのは、私では、これは説明しきれません。是非、行政から来ていただいて、とてもじゃないけれどやれませんか。

(座 長)

はい、わかりました。

(委 員)

いわゆる、校区福祉このことについて、いろいろ協議をしていると。できるだけ

ね、協議を煮詰めていただきたい。うちの校区の場合は、校区福祉会の予算が260万円ぐらいあります。かなり大きな金額なんです。

だからやっぱりそのことが、社協と行政のほうで十分、早急に話をさせていただく。そういうことが、やっぱり運営をしていく上では、大きな一つの財源になる。予算の面では関わりがあるものだから、是非お願いをしたいと思います。

(座長)

私の勘違いかもしれませんが、まとめると、社会福祉協議会に関することは住民自治協議会の中に予算は持たずに、ただし、その体だけ一緒に入ってくるのか、それとも、幾ばくか福祉協議会のほうから、校区福祉会のほうから入れるから私たちも一緒になってと言うのか。いやもう全然いいから、そのかわり予算配分は住民自治協議会には予算配分はしませんよと、方法論はいろいろあると思うんです。

局長。そういうことですよ。それをよく検討させていただければいいと思いますけど。体だけ入ってもらっていいたい。住民自治協議会の傘下の中に入って会議もするし、しかし、入れといてくださいとなるのか。局長。

(委員)

具体的な話に行き着いたと思うんですが、まずもって、今、座長からお話がありましたように、組織の中に入ってですね、その校区の公共的な福祉のまちづくりを既に校区福祉会はやっておりますので、これはどうしても切り離して考えることはできないだろうと。一緒になってやっていくべきだろうと、いう捉え方で今日、会長さんお見えでございますけれど、お話をいたしております。

あと、さっきから根本的な財政的なこと、補助金の活用については、各校区においてどういったもって行き方が一番いいのか、それを尊重したいと思います。

それと、社協で世帯会費を200円いただいております。そのあり方、じゃあ一本化して、行政の補助金と一括して上から、頂点から入れるようになれば、社協が200円をお願いして、また校区に返す仕組み、それを各校区で福祉のお金としての取り扱い、こういったことも検討をいたしております。

ですから、今、どういった仕組みが一番いいのか、そして、各校区の1年間の準備期間、この中で一杯議論をさせていただいて、さきほど言いましたように、より良い方法で地域の住民自治が進む一歩になればですね、私どもも、皆さん方と一緒に考えて行きたいという姿勢でございますので、今ここで、こうします、ああします、という断言はできませんが、そういった柔軟な捉え方で、そして、校区福祉推進協議会の連合会の会長さん方の会議の組織もでございます。

そういったところに諮りながらですね、校区に持ち帰っていただきたいと思っておりますので、現時点ではこのぐらいに止めさせていただければと思います。よろしく申し上げます。

(座長)

みんな、住民ですからね。住民自治という観点から言えば、当然入ってくると思います。いい方向で決定していただければと思います。他にございませんか。

(委員)

今日、午後一にうちの校区では、福祉会の集会があります。社協から新しい事業

の計画が出ておりますね。今日、二回目ですが、市政協力員も全部案内してあるんですよ。社協が主催をするのにね、我々行政から委嘱を受けての市政協力員も一緒に来てお話をせなあかん。

社協の事業、敬老会も200円の問題にしても、すべて市政協力員が集めておたくに納めているわけだから、一緒に、住民自治であれば福祉であろうが一般行政であろうが、一緒にすべきじゃないかなという気がしますからね、その方向で、是非住民自治の組織の中で、そのお金を全部使いなさいよということで、考えていただければ有難いことで、地域振興課の議題には上がっていないので、最後をお願いしようと思っていただけで、お願いをしたいんですが。

そうでないと、住民自治はできないですよ。メンバーは限られているんですよ。出てくるメンバーは同じなんです。これは福祉で、これは行政というふうに分けるわけにはいかないですからね。これは一緒にしないといけないんです。これは、各地域で違うと思うんですが、私の場合は、坂本局長も一緒に福祉会も全部、市政協力員も総社協もなんもかんも一緒に、そういうことを是非お願いしたいです。

(座 長)

結局住民自治は、財源と人材、これにつけるわけでございますけれど。

今日はたくさん、ご意見をいただいて。しかし、まだまだ、言いたい、聞きたい。しかし、完全に把握しとらんから、質問のしようがないと、私自身も思っております。

しかし、ここまできましたので、必ずやりあげねばなりません。それで、確認をいたしますが、資料は四枚ですね。最後にご意見を頂戴いたします。

(委 員)

モデル地域を受けるか、2月一杯までまとめるとなっておりますが、当然、我々持ち帰って、町内長だけではできませんし、また、総社協やいろんな方々と、議論も一、二回ではなかなか結論も出ないと思いますが、その際にですね、説明にですね、事務局の方から出向いてきてもらっていいかどうか、お願いします。

(事務局)

資料の作成と、説明については、こちらのほうに申し出ただければ、こちらのほうで対応いたします。

(座 長)

何日にするかとか、おっしゃってください。

(委 員)

市政協力員は大体頭に入っているんですよ。総社教といった場合は、初めて聞く人が多いんですよ、住民自治を。

説明する資料は今日の四部でいいのか、最初に説明されました、わかりやすい資料がありましたよね、パンフレット。それを入れて説明されたほうがわかりやすいと思うんですよ、総社教でやるときは。そこまで配慮をお願いしたいと思います。

(事務局)

財政支援を説明させていただくんですけれども、総社教の説明については、こちらもお持ちしますので、必要な部分についてご説明させていただきたいと思

います。

(座 長)

それでは、皆さん長時間に渡りありがとうございました。

とにかく不安がありますけれど、どういうふうになるか、渦中にあり大変ですけれども、一つよろしく願い申しあげます。その他があるそうです。

(事務局)

すみません、最後、事務局からお願いですけれども、先ほど決まりました、意向調査票の提出が2月末と決まりましたので、資料の最後の意向調査票を2月末までに地域振興課までご提出をお願いしたいと思います。こちら、重要な書類ですので、**FAX**と郵送は不可といたしておりますので、もしご都合がよければ地域振興課までお持ちいただくか、ご連絡いただければ、私、地域振興課・井戸が取りに参ります。ですので、お持ちいただくか、取りに伺うということでもよろしく願いします。以上です。

(座 長)

ということでございます。それでは終わってよろしゅうございますか。はい、皆さんお疲れでした。終わります。